

# 細 目 次

## 【砂防指定地管理法令】

○砂防法第4条、第5条 .....	B-1
○砂防法施行規程第3条 .....	B-2
○島根県砂防指定地管理条例 .....	B-3-1
○島根県砂防指定地管理条例施行規則 .....	B-4-1

## ○砂防法

明治30年 3月30日

法 律 第 2 9 号

(一定行為の禁止、制限)

第4条 第2条に依り国土交通大臣の指定したる土地に於ては都道府県知事は治水上砂防の為一定の行為を禁止若は制限することを得

2 前項の禁止若は制限にして他の都道府県の利益を保全する為必要なるか又は其の利害関係1の都道府県に止まらざるときは国土交通大臣は前項の職権を施行することを得

(都道府県知事の責任)

第5条 都道府県知事は其の管内に於て第2条に依り国土交通大臣の指定したる土地を監視し及其の管内に於ける砂防設備を管理し其の工事を施行し其の維持をなすの義務あるものとす

○砂防法施行規程

明治30年10月26日

勅令第382号

(禁止又は制限行為の都道府県の条例又は国土交通省令への委任)

第3条 砂防法第4条に依り禁止若は制限すべき行為は同条第1項の場合に於ては都道府県の条例を以て第2項の場合に於ては国土交通省令を以て之を定む

## ○島根県砂防指定地管理条例

平成15年 3月11日

島根県条例第32号

島根県砂防指定地管理条例をここに公布する。

島根県砂防指定地管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、砂防法(明治30年法律第29号。以下「法」という。)及び砂防法施行規程(明治30年勅令第382号)の規定に基づき、砂防指定地の管理について法令に特別の定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「砂防指定地」とは、法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第1条に規定する砂防設備をいう。

(禁止行為)

第3条 何人も、砂防設備を損傷する行為をしてはならない。

(砂防指定地における土地の掘削等の許可)

第4条 砂防指定地において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 土石(砂れきを含む。)の採取
- (3) 立竹木の伐採
- (4) 工作物の新築、改築又は除却

2 前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、許可を受けることを要しない。

- (1) 治水上砂防に支障のない軽微なものとして知事が指定する行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 砂防指定地の指定の際当該砂防指定地において既に着手している行為

3 知事は、治水上砂防のため必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(砂防設備の占用の許可)

第5条 砂防設備の占用をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可の特例)

第6条 国、地方公共団体、公社、公団又は事業団は、第4条第1項各号に掲げる行為又は前条第1項の占用をしようとするときは、あらかじめ知事に協議し、その同意を得ることをもって、これら

の規定による許可を受けたものとみなす。

(許可の期間及び更新)

第7条 第4条第1項の許可の期間は3年以内において、第5条第1項の許可の期間は5年以内において知事が定めるものとする。

2 前項の許可の期間の満了後、引き続き当該許可に係る行為又は占用をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(許可内容の変更)

第8条 第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(着手等の届出)

第9条 第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手しようとするときは、着手しようとする日の5日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る行為又は占用を完了し、中止し、又は廃止したときは、当該完了、中止又は廃止の日から7日以内に、その旨を知事に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 許可を受けた者は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、当該変更の日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第10条 許可を受けた者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに、相続にあっては戸籍抄本を、合併にあっては登記事項証明書を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の譲渡)

第11条 許可を受けた者は、知事の許可を受けなければ、その地位を他人に譲渡することができない。

(知事の監督処分)

第12条 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物の改築若しくは除却、その行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状回復を命ずることができる。

(1) 第3条、第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した者

(2) 第4条第1項若しくは第5条第1項の許可又は当該許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者

2 知事は、次のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者に対して前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 砂防工事のためやむを得ない必要があるとき。

(2) 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。

(原状回復)

第13条 第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了した場合又は前条の規定により当該許可が取り消された場合においては、速やかに当該許可に係る砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、知事が原状に回復することが不相当であると認めた場合においては、この限りでない。

(身分証明書の提示等)

第14条 知事又はその命を受けた職員は、法第23条第1項の規定による行為をしようとするときは、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して砂防設備を損傷した者
- (2) 第4条第1項の許可を受けないで、同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第5条第1項の許可を受けないで、砂防設備を占用した者
- (4) 偽りその他不正な手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者
- (5) 第12条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、島根県砂防指定地管理規則(昭和42年島根県規則第44号)の規定によってした処分、届出、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

## ○島根県砂防指定地管理条例施行規則

平成15年 3月28日

島根県規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県砂防指定地管理条例(平成15年島根県条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を受け、又は第6条の同意を得ようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)許可申請(協議)書(様式第1号)に、別表に定める図面及び書類を添えて知事に提出しなければならない。

(許可期間の更新)

第3条 条例第7条第1項に規定する許可の期間を同条第2項の規定により更新しようとする者は、当該許可の期間が満了する日の1月前までに砂防指定地内行為(砂防設備占用)許可更新申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(許可内容の変更)

第4条 条例第8条第1項の規定による許可内容の変更をしようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)変更許可申請書(様式第3号)に、別表に定める図面及び書類を添えて知事に提出しなければならない。

(標識の設置)

第5条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可の期間中許可を受けた場所に、砂防指定地内行為許可標識(様式第4号)を設置しなければならない。

(着手等の届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、砂防指定地内行為着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 条例第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)完了(中止、廃止)届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 条例第9条第3項の規定による届出をしようとする者は、住所氏名変更届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第7条 条例第10条第2項の規定による届出をしようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)地位承継届(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(地位の譲渡)

第8条 条例第11条の許可を受けようとする者は、砂防指定地内行為(砂防設備占用)地位譲渡許可申

請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第9条 条例第14条の規定により職員が携帯する身分証明書の様式は、様式第10号によるものとする。

(書類の提出)

第10条 この規則の規定により知事に提出する許可申請書その他の書類は、正副2通を作成し、当該砂防指定地を管轄する支庁長又は土木建築事務所長(以下「支庁長等」という。)を経由して提出するものとする。ただし、行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)により知事から支庁長等に委任された事務に係る書類については、1通を作成し支庁長等に提出するものとする。

(平16規則23・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に島根県砂防指定地管理規則(昭和42年島根県規則第44号)の規定によってした行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成16年規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。



別表(第2条、第4条関係)

区 分	図 面		書 類
	種 類	縮 尺	
条例第4条第1項第1号 及び第2号の場合	位 置 図	50,000分の1以上	利害関係人の承諾書 事業概要説明書
	実 測 平 面 図	1,000分の1以上	
	実 測 縦 断 面 図	適 宜	
	実 測 横 断 面 図	100分の1	
	求 積 図	500分の1以上	
	その他知事が必要と認める図面及び書類		
条例第4条第1項第3号 の場合	位 置 図	50,000分の1以上	利害関係人の承諾書
	実 測 平 面 図	1,000分の1以上	
	横 断 面 図	100分の1	
	その他知事が必要と認める図面及び書類		
条例第4条第1項第4号 の場合	位 置 図	50,000分の1以上	利害関係人の承諾書 設計書 事業概要説明書
	実 測 平 面 図	1,000分の1以上	
	実 測 縦 断 面 図	適 宜	
	実 測 横 断 面 図	100分の1	
	構 造 詳 細 図	適 宜	
	その他知事が必要と認める図面及び書類		
条例第5条第1項の場合	位 置 図	50,000分の1以上	利害関係人の承諾書 設計書 事業概要説明書
	実 測 平 面 図	1,000分の1以上	
	実 測 縦 断 面 図	適 宜	
	実 測 横 断 面 図	100分の1	
	構 造 詳 細 図	適 宜	
	その他知事が必要と認める図面及び書類		

砂防指定地内行為(砂防設備占用) 許可申請書  
協 議

年 月 日

様  
申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

-----  
担当者氏名  
電 話

印

島根県砂防指定地管理条例 第4条第1項(第5条第1項) 第 6 条 の規定により、次のとおり

許可を申請  
協 議 します。

申請の区分 (該当する事項を) (○で囲むこと。)	砂防指定地内行為	砂防設備占用
行為又は占用の場所	川水系 川	
	郡 町 大字	市 村 番地
行為又は占用の目的		
行為又は占用の概要 及び数量		
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他		

様式第2号(第3条関係)

砂防指定地内行為(砂防設備占用)許可更新申請書

年 月 日

様  
申請者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

-----  
担当者氏名  
電 話

印

島根県砂防指定地管理条例第7条第2項の規定により、次のとおり許可の更新を申請します。

申請の区分 〔該当する事項を〕 ○で囲むこと。	砂防指定地内行為	砂防設備占用
許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
行為又は占用の場所	川水系 川	
	郡 市	町 村 大字 番地
許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
更新期間	年 月 日まで	
更新の理由		

様式第3号(第4条関係)

砂防指定地内行為(砂防設備占用)変更許可申請書

年 月 日

様  
申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者氏名  
電話

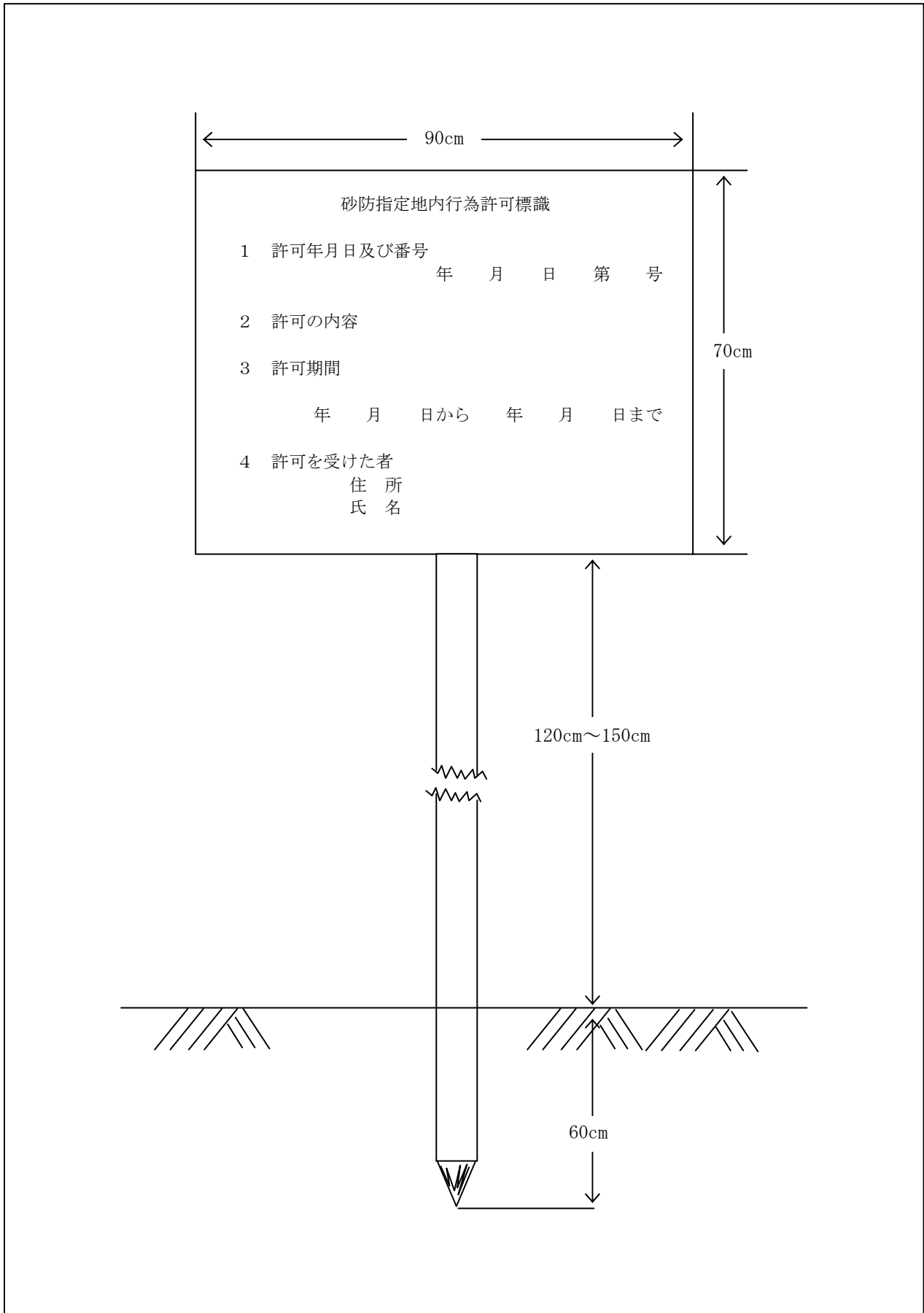
印

島根県砂防指定地管理条例第8条第1項の規定により、次のとおり変更の許可を申請します。

申請の区分 (該当する事項を) ○で囲むこと。	砂防指定地内行為	砂防設備占用
行為又は占用の場所	川水系	川
	郡市	町村 大字 番地
行為又は占用の目的		
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
当初の許可の年月日 番号	年 月 日	指令第 号
変更の内容		
変更の理由		

注 変更の内容欄には、変更前を黒書変更後を朱書すること。

様式第4号(第5条関係)



様式第5号(第6条関係)

砂防指定地内行為着手届

年 月 日

様  
届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者氏名  
電 話

印

島根県砂防指定地管理条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
行 為 の 場 所	川水系 川
	郡 市 町 村 大字 番地
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 責 任 者 住 所 氏 名	
そ の 他	

様式第 6 号(第 6 条関係)

砂防指定地内行為(砂防設備占用)完了(中止、廃止)届

年 月 日

様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

〔担当者氏名

電 話

島根県砂防指定地管理条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 の 区 分 〔該当する事項を〕 〔○で囲むこと。〕	砂防指定地内行為	砂防設備占用
許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
行為又は占用の場所	川水系	川
	郡 町 大字 市 村	番地
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
完了、中止又は廃止 年月日	年 月 日	完了、中止、廃止
中止又は廃止の場合 の理由		

様式第7号(第6条関係)

住所氏名変更届

年 月 日

様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当者氏名  
電 話

印

島根県砂防指定地管理条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の区分 〔該当する事項を〕 ○で囲むこと。〕	砂防指定地内行為	砂防設備占用
許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
行為又は占用の場所	川水系 川	
	郡 町 大字	番地
行為又は占用の概要 及び数量		
変 更	前	
	後	
そ の 他		



様式第8号(第7条関係)

砂防指定地内行為(砂防設備占用)地位承継届

年 月 日

様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

担当者氏名  
電 話

印

島根県砂防指定地管理条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の区分 〔該当する事項を〕 〔○で囲むこと。〕	砂防指定地内行為	砂防設備占用
許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
行為又は占用の場所	川水系	川
	郡 町 大字 市 村	番地
許可を受けた者の住所及び氏名		
行為又は占用の概要及び数量		
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
承 継 の 年 月 日	年 月 日	
承 継 の 理 由		

砂防指定地内行為(砂防設備占用)地位譲渡許可申請書

年 月 日

様

譲渡人 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

〔担当者氏名  
電 話

印

譲受人 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

〔担当者氏名  
電 話

印

島根県砂防指定地管理条例第11条の規定により、次のとおり許可を申請します。

申請の区分 〔該当する事項を〕 ○で囲むこと。〕	砂防指定地内行為	砂防設備占用
許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
行為又は占用の場所	川水系 川	
	郡 町 大字	番地
市 村		
行為又は占用の概要 及び数量		
許 可 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 の 理 由		

様式第10号(第9条関係)

第	号	身分証明書	
		所属名	
		職名	
		氏名	
			年齢
上記の者は、砂防法第23条第1項の規定による立入り等の権限を有する者であることを証明する。			
		交付年月日	年 月 日
		島根県知事	
		支庁長	印
		土木建築(土木)事務所長	

8 cm

6 cm

(裏面)

砂防法(昭和30年法律第29号)抜すい

第2条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ  
行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣之ヲ指定ス

第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ主務大臣ノ指定シ  
タル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場  
等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除  
却スルコトヲ得

